

北茨城市告示第92号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、北茨城市都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年10月8日

北茨城市長 豊田



1 都市計画の種類及び名称

公園

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 4・4・001 磯原地区公園

ア 追加する部分

北茨城市 磯原町磯原字大石、六石、西カセイ田の各一部

北茨城市 華川町臼場字駒木の一部

イ 削除する部分

北茨城市 磯原町磯原字大石の一部

北茨城市 華川町臼場字駒木の一部

(2) 2・2・001 滝分公園

ア 追加する部分

北茨城市 磯原町本町一丁目、二丁目の各一部

イ 削除する部分

北茨城市 磯原町磯原字滝分327番地

3 縦覧場所

北茨城市役所都市建設部都市計画課

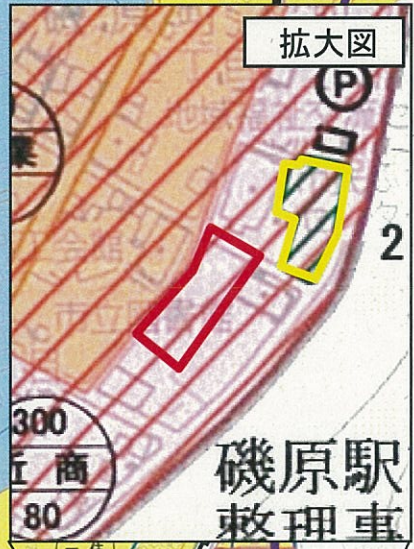
北茨城都市計画公園の変更 (北茨城市決定)



A=約4.3ha
4・4・001 磯原地区公園 A=約7.2ha

磯原A工業団地 (72.7h)
S.40~43

原B工業団地 (58.6h)
S.47~52



A=約0.2ha
2・2・001 滝分公園 A=約0.19ha

磯原駅西土地区画
整理事業 (67.7ha)

磯原駅前土地区画
整理事業 (12.2ha)
S.29~52

凡 例	
	既決定
	変更後
	変更前

【変更理由】

市民の多様なニーズに対応し、安全安心に遊べる公園を整備し、良好な市街地環境の保持や円滑な都市生活の確保など、快適で潤いのある都市環境を形成するため、本案のとおり都市計画公園を変更するものである。